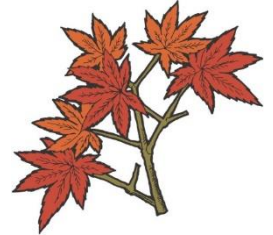


労務通信

2021.10月号

健康保険の被保険者証 保険者から被保険者へ直接交付可能に



◆改正の趣旨

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となります（10月1日から）。

◆主な改正点

保険者が支障がないと認めるときは、以下の取り扱いができるようになります。

- ①被保険者証の交付・・・保険者が被保険者に直接送付。
- ②被保険者証の返付・・・被保険者情報を訂正した場合の返付について、事業主を経由することを要しない。
- ③被保険者証の再交付・・・事業主を経由することを要しない。
- ④被保険者証の検認又は更新等の交付・・・保険者が被保険者に直接送付。
- ⑤高齢受給者証、限度額適用認定証等の交付・・・①～④に準じた改正。

◆被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できない

厚生労働省のQ&Aによると、被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できません。被保険者が資格を喪失したときは、これまでと同様に、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければなりません。詳しくは下記をご覧ください。

【厚生労働省「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」】

👉 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0020.pdf>

【厚生労働省「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」】

👉 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0030.pdf>

法改正情報**◆最低賃金が改定されました（広島県は令和3年10月1日より改定）。**

10月1日から、地域別最低賃金額（時給）が改定、順次適用されます。今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より28円増え930円（前年同期比3.1%増）となり、過去最大の引上げ幅となりました。最高額は東京都の1,041円、最低額は高知県と沖縄県の820円で、その金額差は221円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の28円に4円上積みし32円引き上げた島根県（824円）のほか、6県が目安額以上を上積みしたため、割合で見ると地域間の賃金格差は縮まったこととなります。また、今年度初めて、全国で800円を超えました。お住まいの地域、勤務先の地域別最低賃金額にご注意ください。なお、広島県の最低賃金は、令和3年10月1日より、昨年度から28円引き上げの時間額899円となりました。

広島県の最低賃金**時間額 871円****899円****（令和3年10月1日から）**

◎地域別最低賃金の全国一覧はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/**◆最低賃金引き上げに向けた支援策**

厚生労働省は経済産業省と連携し、コロナ禍における最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業や小規模事業者に対し、以下の賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を実施しています。

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給

○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成

○働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成

その他、厚生労働省のホームページから「生産性向上のヒント集」「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」をダウンロードすることができます。

【厚生労働省「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html